



# 甲賀市屋外広告物 ガイドライン



甲賀市

# 目 次

<b>■はじめに</b>	1
1 甲賀市屋外広告物条例の目的	1
2 ガイドラインの目的	1
<b>■第1章 屋外広告物について</b>	2
1 屋外広告物とは	2
2 屋外広告物の種類（主な屋外広告物）	2
<b>■第2章 制限等の内容について</b>	3
1 禁止物件	3
2 禁止広告物等	3
3 適用除外広告物	4
4 地域の区分	5
(1) 地域区分表	5
(2) 地域区分図	6
5 許可基準	8
(1) 一般基準	8
(2) 屋外広告物の設置の可否について（簡易判定表）	9
(3) 地域区分及び分類別基準	10
・ 第1種禁止地域	10
・ 第2種禁止地域	12
・ 第1種許可地域	13
・ 第2種許可地域	14
・ 第3種許可地域	15
(4) 種類別基準	16
6 推奨基準適用地区について	17
7 歴史的伝統的意匠屋外広告物及び優良意匠屋外広告物	18
<b>■第3章 申請手続きの進め方</b>	19
1 手続きのフロー（申請）	19
2 許可申請手数料及び許可の期間	20
3 経過措置	21
<b>■第4章 その他</b>	22
1 管理義務等	22
2 除却義務	22
3 違反広告物に対する処分	23
4 屋外広告物業の登録について	23

# ■ はじめに

## 1 甲賀市屋外広告物条例の目的

屋外広告物は、店舗やサービス等の情報を提供する媒体として欠かせないという面がある一方で、それを目立たせるために大きさや数量、色彩等が過度に強調されることにより、まちなみの景観を阻害する要因となる側面を持っています。また、甲賀市景観計画では、景観を構成する重要な要素である屋外広告物について、屋外広告物の許可基準等を見直す方向性を定めています。

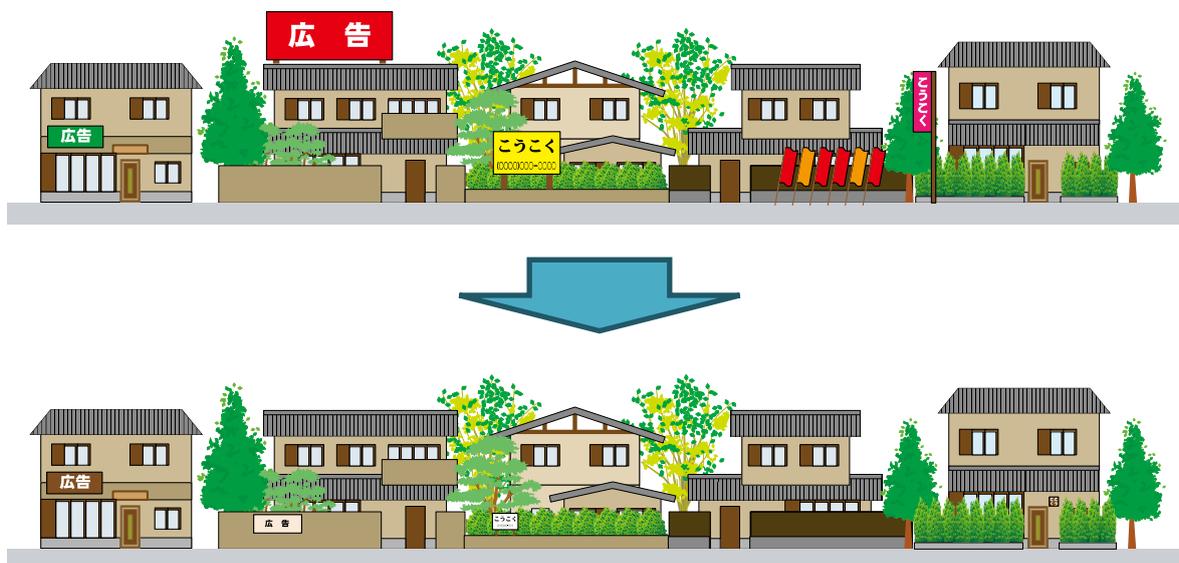
この条例は、屋外広告物、屋外広告物を掲出する物件の設置及びこれらの維持について必要な規制を行うことにより、もって良好な景観形成や風致の維持及び向上を図るとともに、屋外広告物の破損、落下、倒壊等による公衆に対する危害を防止することを目的とします。

## 2 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、甲賀市屋外広告物条例についてわかりやすく解説することを目的として制作したものです。屋外広告物についてのルールを理解していただき、甲賀市らしい景観の形成に配慮した屋外広告物の設計にご活用ください。

また、法・条例による許可手続を必要としない屋外広告物を設置するときも、本ガイドラインを参考に、周辺の景観に調和した魅力的なデザイン・色彩・素材等となるよう努めてください。

条例による規制を遵守していただくとともに、美しく安全で住みよい甲賀市のまちづくりにご協力をお願いします。



# ■ 第1章 屋外広告物について (条例第2条)

## 1 屋外広告物とは

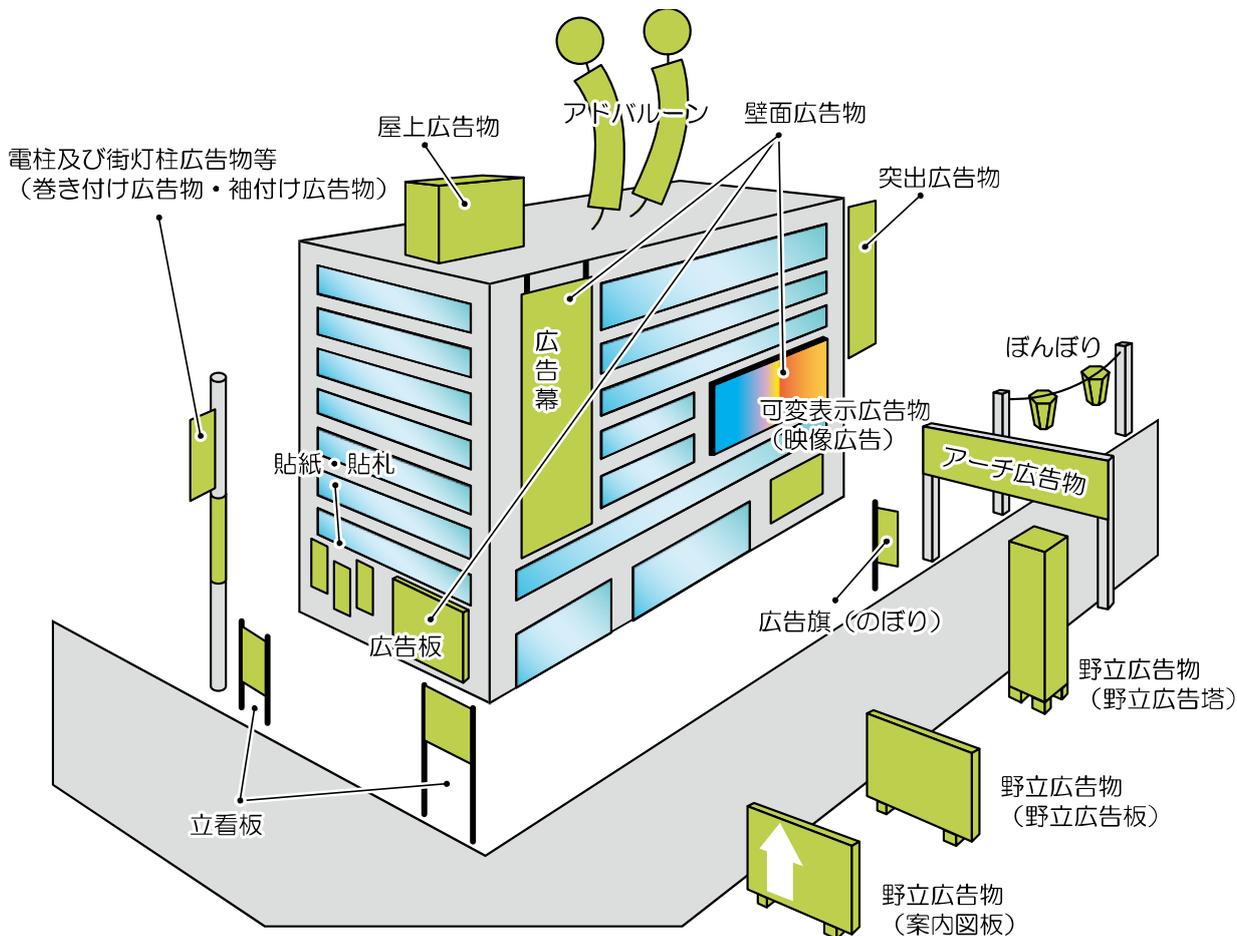
次の4つの要件を全て満たしているものであれば、その表示する内容の如何に関わらず、屋外広告物法に定める屋外広告物となります。例として、単なる個人の名前、法人の名称、取扱い商品等の文字表示、会社や商品の商標、シンボルマークといった表示も屋外広告物になります。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
- ② 屋外で表示される（建築物などの外側にある）こと
- ③ 公衆に表示されるものであること
- ④ 看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告板、広告塔、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること

街頭で配布されるチラシや音声による宣伝放送、サーチライトおよび照明の類、駅構内やバス内、建物内部に掲出された表示物は、「屋外広告物」に該当しません。

## 2 屋外広告物の種類（主な屋外広告物）

形態や素材、利用物件による屋外広告物の種類は以下の通りです。



## ■ 第2章 制限等の内容について

### 1 禁止物件（条例第4条）

次の物件には、地域に関係なく原則として広告物を掲出できません。

【公共構造物】橋、トンネル、高架構造物など

【道路関係】道路の路面、分離帯、信号機、道路標識、交通安全施設（ガードレール等）、  
駒止めの類、里程標の類、街路樹、路傍樹など

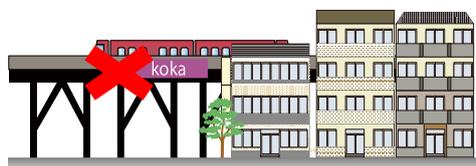
【文化的物件】彫像、記念碑、景観重要建造物および景観重要樹木など

【公共的物件】公共用の石垣・擁壁の類、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、消火栓、  
防火水槽およびその防護柵、火災報知機、送電用鉄塔、送受信塔、照明塔、  
ガスタンク、水道タンク、その他タンク類

<違反広告物の例>



(橋りょう)



(高架構造物)



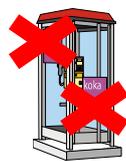
(街路樹)



(道路標識)



(彫像)



(電話ボックス)



(郵便ポスト)

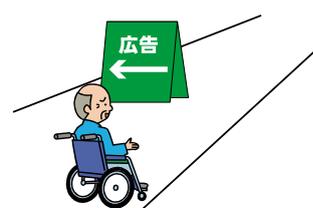
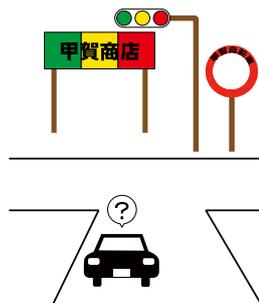
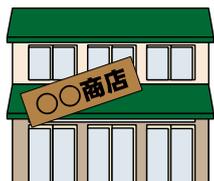


(消火栓)

### 2 禁止広告物等（条例第5条）

広告物の状態が次のいずれかに該当する場合は、表示・掲出することが禁止されています。

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽化したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



<交通安全の観点から>

信号や道路標識の周囲や、その背後に屋外広告物を表示・掲出しようとする場合は、規模や位置、色彩等に注意して、交通安全の妨げにならないようにする必要があります。道路については、車道だけでなく、歩道上にも交通安全の妨げになる広告は掲出することは出来ません。

### 3 適用除外広告物（条例第8条）

条例が適用されず、禁止地域等にも表示・掲出できる広告物があります。

#### ① 「禁止物件」、「禁止地域」、「許可地域」であっても規制が適用されない例 （条例第8条第1項）

- 法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件
- 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はその掲出物件
- 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物又はその掲出物件
- 景観法により指定された景観重要建造物に表示する広告物で、当該景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成すると認められるもの
- 送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔、ガスタンク、水道タンクその他のタンクの類にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物で、表示面積の合計が5㎡未満のもの
- 橋りょう、トンネル、高架構造物、公用又は公共用の石垣、擁壁の類、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所及び路上変電塔、信号機、道路標識及び交通安全施設、駒止めの類並びに里程標の類、消火栓、防火水槽及びその防護柵、火災報知機並びに火の見やぐら等に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又はその掲出物件で、表示面積の合計が5㎡未満のもの
- ガスタンク、水道タンクその他のタンクの類に表示する広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
- 公益上必要な施設又は物件で寄贈者名等を表示するもののうち、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線を1平面とみなしたものの大きさの1/5以内のもの

#### ② 「禁止地域」、「許可地域」であっても規制が適用されない例 （条例第8条第2項）

- 自家用広告物で、敷地内の広告物の総量が禁止地域においては5㎡以下、許可地域においては10㎡以下のもの
- 自己の管理する土地や物件に管理上の必要に基づき表示するもので、敷地内の広告物の総量が禁止地域においては5㎡以下、許可地域においては10㎡以下のもの
- 団体又は個人が、政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く。）のために自己の土地若しくは物件に表示する広告物又はその掲出物件で、敷地内の広告物の総量が禁止地域においては5㎡以下、許可地域においては10㎡以下のもの。
- 冠婚葬祭、祭礼等のため、慣例上一時的に表示するもの
- 講演会、講習会、音楽会、展覧会その他催事のため、その期間中、その会場敷地内に表示するもの
- 建設工事について、その工事期間中表示されるもの（周囲の景観と調和していること。宣伝の用に供されるものでないもの）
- 人、動物又は車両、船舶等移動するものに表示するもの
- 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの
- 政治資金規正法による届出を行った政党その他の政治団体が表示する立看板、広告旗、貼紙若しくは貼札若しくはこれらに類する広告物又はその掲出物件で、基準に適合するもの
- 歴史的伝統的意匠屋外広告物（P.18参照）
- 表示又は設置の日及び当該日から14日以内に自ら除却する旨並びに責任者の住所、氏名及び連絡先を明示して表示するもの

#### ③ 通知又は届出が必要となるもの

国、地方公共団体が表示・掲出する広告物、市長が別に定める公共的団体が公共的目的をもって表示する広告物については、規制の適用は除外されますが、あらかじめ市長に通知又は届出する必要があります。また、できる限り基準に合わせ景観に配慮したものを表示・掲出してください。

## 4 地域の区分

地域の景観的特性を踏まえ、市内全域を禁止地域2種類、許可地域3種類の5つに区分しています。また、推奨基準適用地区を設け、周辺景観に調和した景観へ誘導を図ります。

### (1) 地域区分表

禁止地域	第1種 禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定した国宝及び重要文化財の建造物のある敷地の周囲 50m (八坂神社、飯道神社、新宮神社、加茂神社、油日神社)</li> <li>紫香楽宮</li> <li>景観計画における「東海道士山宿景観形成地区」、「土山地域東海道まちなみ景観形成地区」</li> </ul>
	第2種 禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1・2種低層住宅専用地域、都市公園・緑地、古墳・墓地</li> <li>高速道路(新名神)の道路敷</li> <li>国道307号沿道景観形成地区のうち道路敷の部分</li> <li>杣川河川景観形成地区のうち河川敷の部分</li> <li>土山地域幹線道軸の地域(国道1号線沿線を除く)</li> <li>国道477号全区間(土山地域の範囲)、県道大河原北土山線全区間の道路敷から50m以内の地域</li> <li>自然公園特別地域</li> <li>インターチェンジの周辺(道路敷から500mの範囲)</li> </ul>
許可地域(※)	第1種 許可地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速道路(新名神)から展望可能な300m以内の地域</li> <li>高速道路(新名神)のうち、土山SA、甲南PAから展望可能な500m以内の地域</li> <li>鉄道から100m以内の地域</li> <li>指定道路(一般国道及び県道草津伊賀線、県道泉水口線の南林口以東、市道名坂中邸線)から30m以内の地域</li> </ul>
	第2種 許可地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1種許可地域、第3種許可地域を除く他の地域</li> </ul>
	第3種 許可地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1・2種低層住居専用地域以外の住居系用途地域(第1種許可地域を除く)</li> </ul>

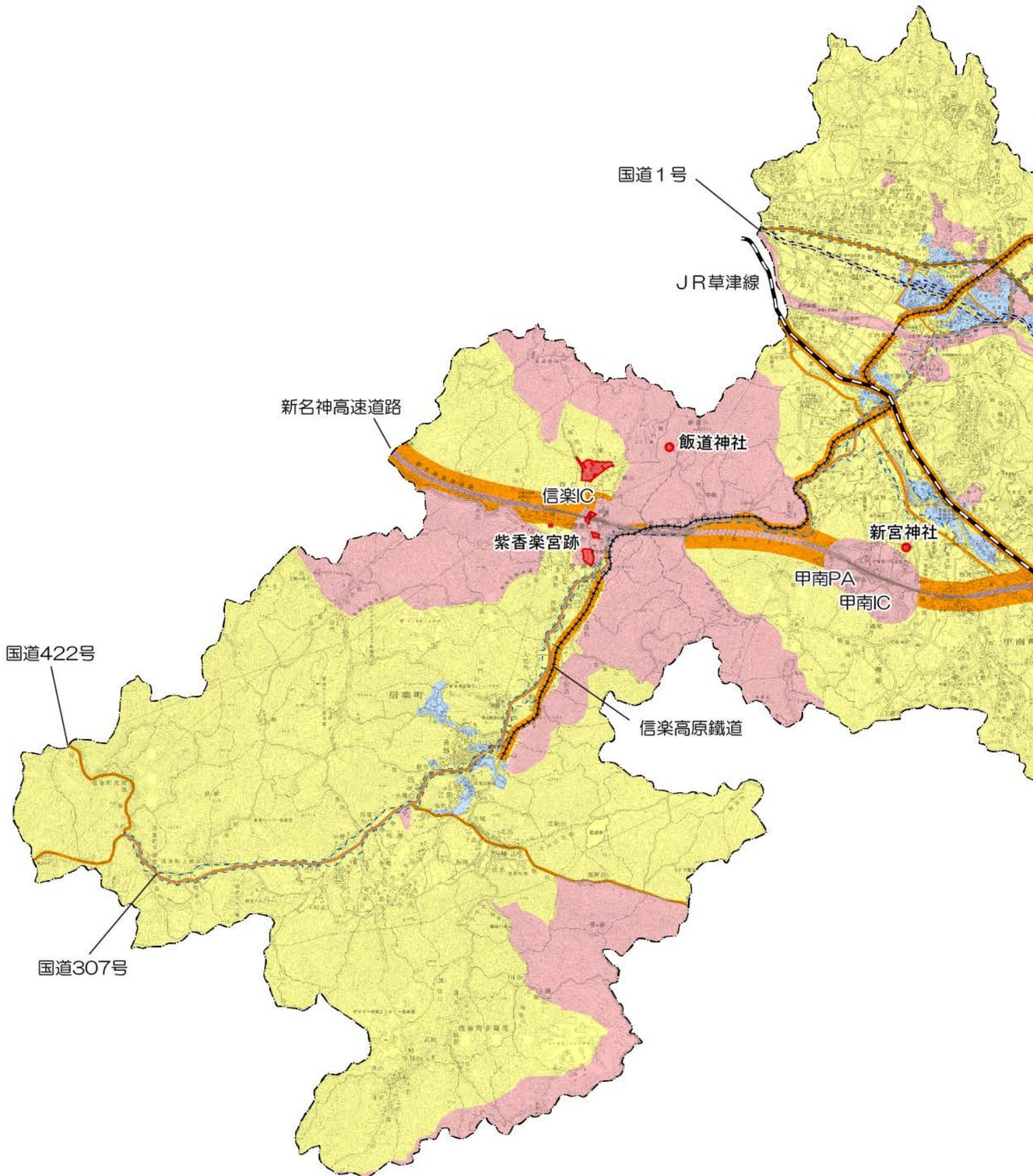
※ 禁止地域を除く

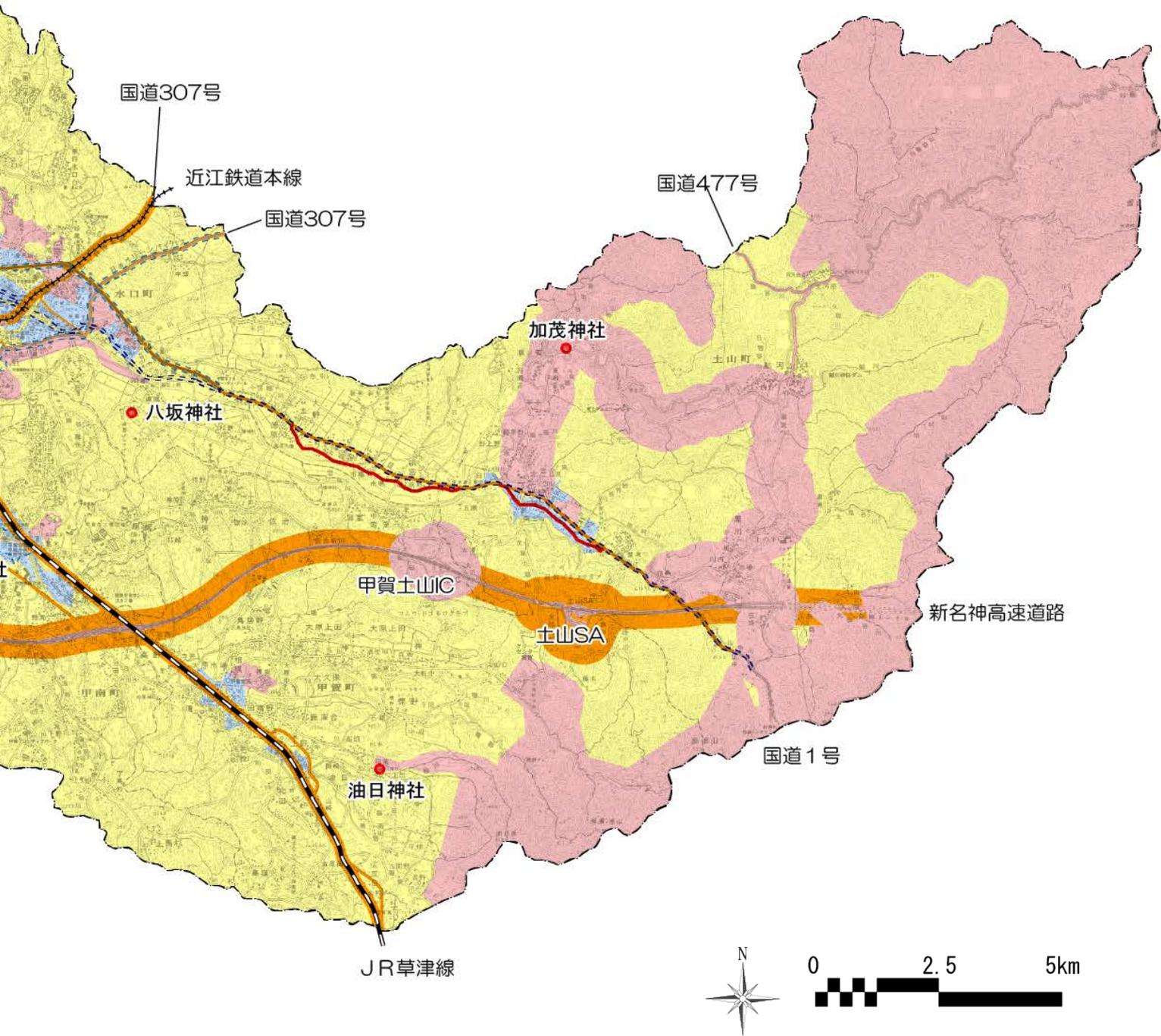
### 推奨基準適用地区(禁止地域を除く)

第1種	<ul style="list-style-type: none"> <li>土山地域国道1号沿線地区</li> <li>水口地域旧東海道沿線地区</li> </ul>
第2種	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道1号の甲賀市土山地域との境界から湖南市との境界までの区間の道路敷から30m以内の地域</li> <li>国道307号沿道景観形成地区</li> <li>杣川河川景観形成地区</li> </ul>

※ 推奨基準適用地区については該当する上記のいずれかの許可地域の申請要件・基準を適用します。推奨基準(P.17)を努力義務とし、この推奨基準に適合する場合、許可期間が最大3年の屋外広告物について許可期間を最大6年まで延長することができます。ただし、可変表示式広告物は除きます。

(2) 地域区分図





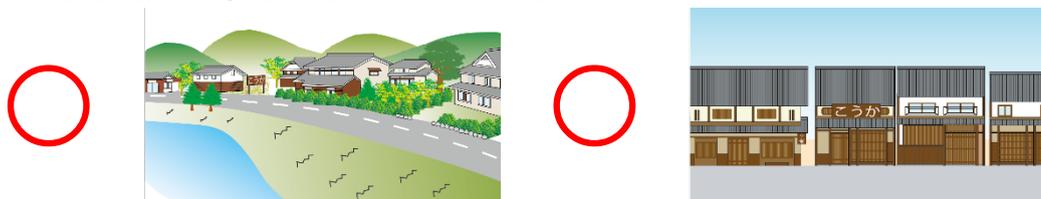
- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 15px; background-color: red; margin-right: 5px;"></span> 第1種禁止地域</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 15px; background-color: #f08080; margin-right: 5px;"></span> 第2種禁止地域</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 15px; background-color: orange; margin-right: 5px;"></span> 第1種許可地域</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 15px; background-color: yellow; margin-right: 5px;"></span> 第2種許可地域</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 15px; background-color: lightblue; margin-right: 5px;"></span> 第3種許可地域</li> </ul> | <p>推奨基準適用地区（禁止地域を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; border: 1px dashed blue; width: 20px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> 第1種推奨基準適用地区 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土山地域国道1号沿線地区</li> <li>・水口地域旧東海道沿線地区</li> </ul> </li> <li><span style="display: inline-block; border: 1px dashed blue; width: 20px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> 第2種推奨基準適用地区 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道1号の甲賀市土山地域との境界から湖南市との境界までの区間の道路敷から30m以内の地域</li> <li>・国道307号沿道景観形成地区</li> <li>・杣川河川景観形成地区</li> </ul> </li> </ul> |
|---|--|

## 5 許可基準

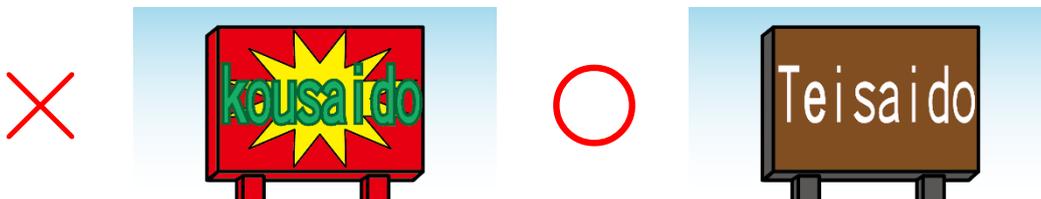
### (1) 一般基準

許可地域・禁止地域の両方に適用されます。

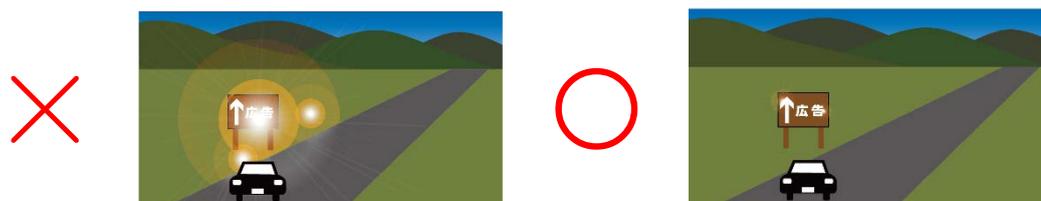
- ① 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。



- ② 地色は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色を使用しないこと。



- ③ 反射材等を用いる場合は、交通の安全性に十分配慮すること。



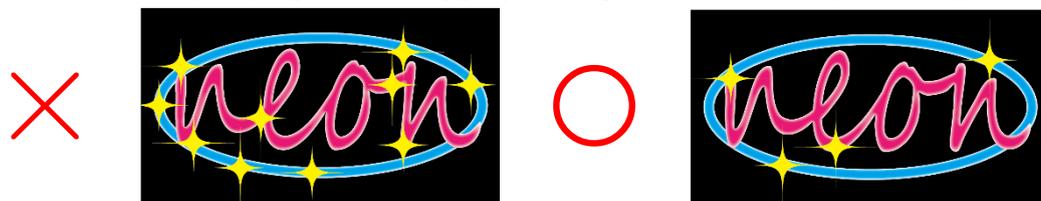
- ④ 蛍光及び発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。



- ⑤ 照明を伴うものにおいては、照明の光及び照明器具自体が周辺の景観又は風致を害しないこと。



- ⑥ ネオンサイン等は、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。



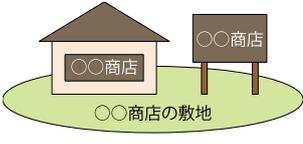
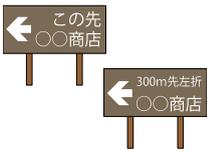
## (2) 屋外広告物の設置の可否について（簡易判定表）

○：設置可（原則許可が必要です。） ×：設置不可

地域 \ 広告物	自家用広告物	非自家用広告物			適用除外 広告物
		道標・ 案内図板	一般広告物		
			野立 広告物	その他	
第1種禁止地域	○  総面積5㎡以下は許可不要	○	×	×	○  すべて許可 不要
第2種禁止地域				×	
第1種許可地域	○  総面積10㎡以下は許可不要		○	○	
第2種許可地域			○		
第3種許可地域			○		

※ 詳しい規制内容については、P10からの地域区分別及び分類別基準で確認してください。

### <屋外広告物の種類>

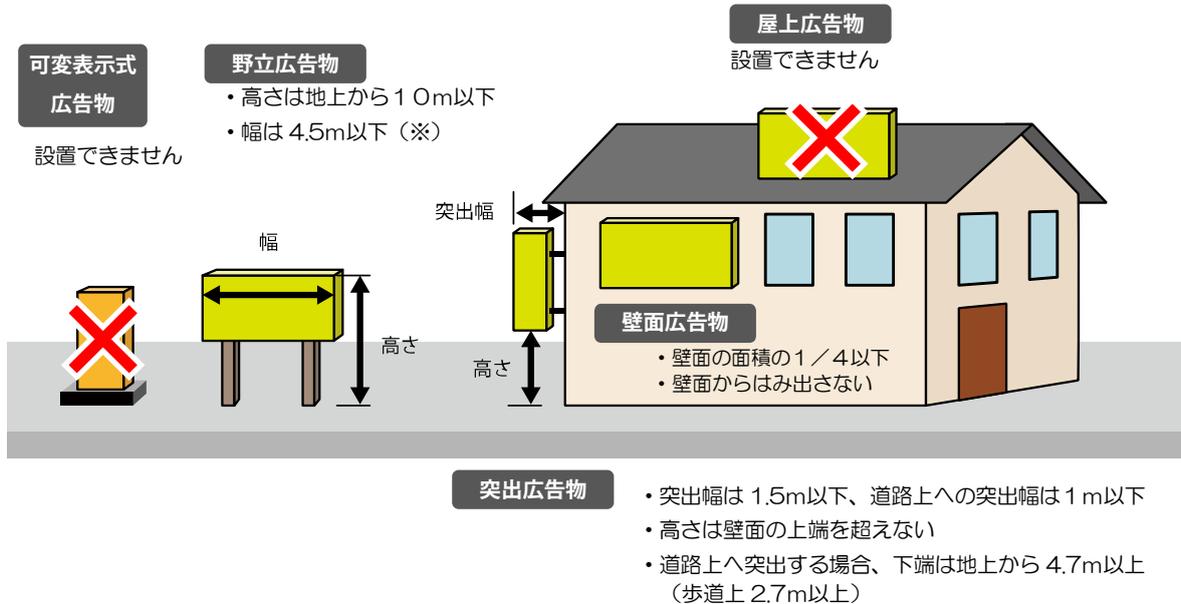
自家用広告物		自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は営業の内容を表示するため自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示するもの	
非自家用 広告物	道標・案内図板	自己の敷地以外に設置し、店舗等への案内誘導のために設置される、表示面積の40%以上が地図や矢印、案内内容であるもの	
	一般広告物 (非自家用広告物)	上記以外の屋外広告物	
適用除外広告物		法令の規定により表示するものなどの条例の規定から一部除外されている広告物	

### (3) 地域区分及び分類別基準

#### 第1種禁止地域

##### ■自家用広告物（合計が5㎡までの場合は許可不要）

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下とします。（※）



※ 用途地域（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域を除く）が指定されている場合は、この規定は適用されません。

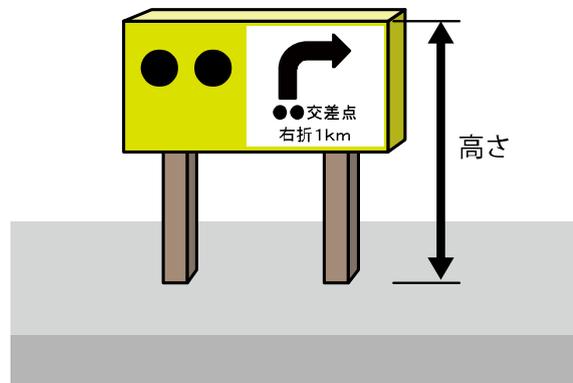
##### ■非自家用広告物

非自家用広告物は設置できません。ただし、道標・案内図板は設置できます。

##### ■道標・案内図板

###### 道標・案内図板

地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が 広告表示面積の40%以上であること



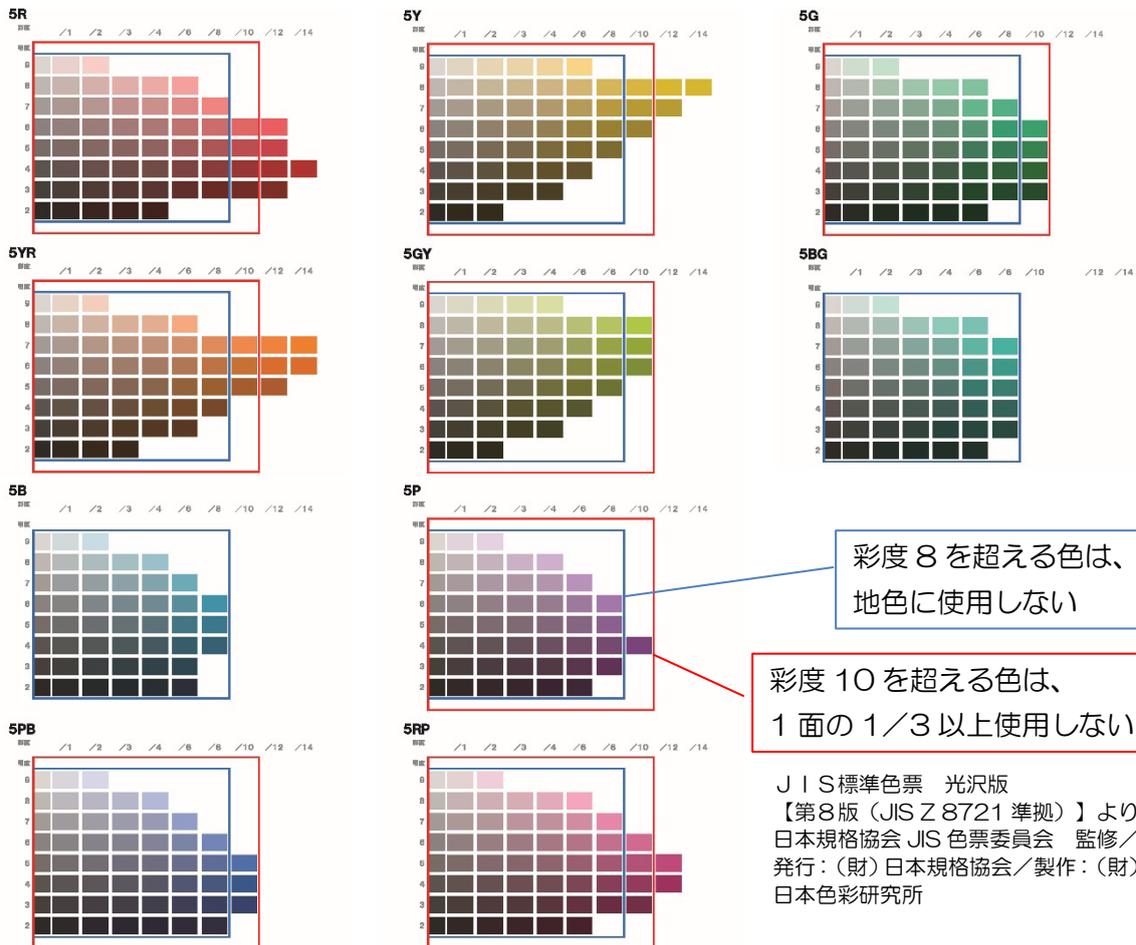
- ・表示面積は片面3㎡以下（2人以上の場合は5㎡以下）
- ・高さは地上から4.5m以下（指定道路沿線では路面から4.5m以下）
- ・同一広告主が複数設置する場合は、500m以上離すこと
- ・国道同士の交差点から30m以内は設置できません。

## ■色彩及び素材

### <色彩>

#### ① 広告物の地色（※）は、彩度8を超えない。

本ガイドラインでは、色彩を「マンセル表色系」により表現します。マンセル表色系では、色彩を色相、明度、彩度の三属性によって表現します。地色（※）として利用できる色彩の例は以下の通りです。



※ 地色：下地の色

### <色相・彩度・明度（色彩の三属性）について>

- 色相は、色の様相の相違であり、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)等の色名によって特徴付けられます。
- 彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合。色相と合わせて色の三属性といえます。
- マンセル値 5G 5/10（ごじーごのじゅう）は、色相 5G、明度 5、彩度 10を表しています。

ごじーごのじゅう  
**5G 5 / 10**  
色相 明度 彩度

#### ② 彩度10を超える色を使用する場合、1面の面積あたり1/3以上使用しない。

#### ③ 支柱又は広告物の裏側は、原則濃い茶色とする。

参考：JISの慣用色名

茶色 5YR 3.5/4      焦茶 5YR 3/2

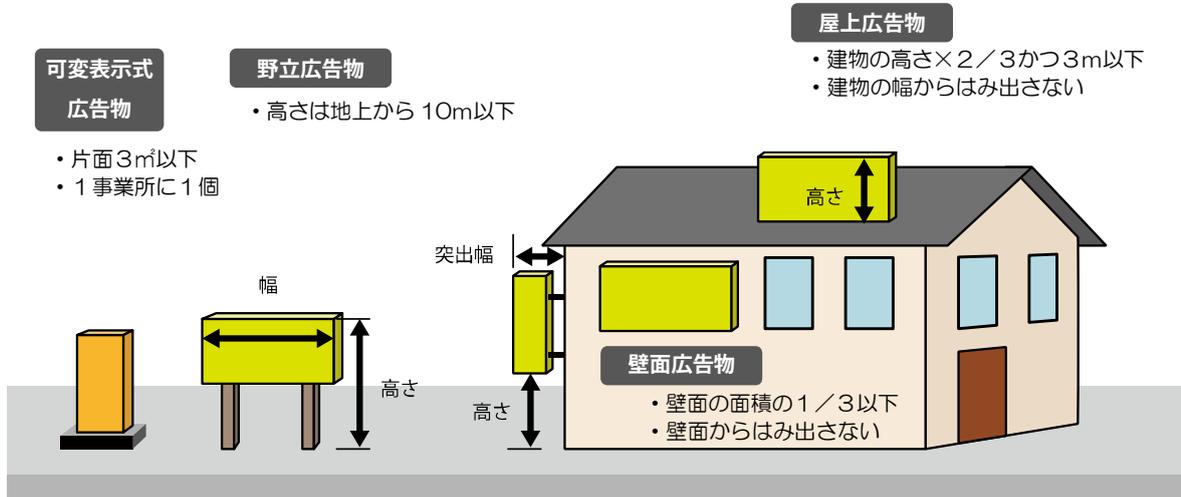
### <素材>

#### ① 木材、石材等の自然素材を極力使い、これによりがたい場合はこれに模したものとし、その素材が表面に表れるように配慮する。

## 第2種禁止地域

### ■自家用広告物（合計が5㎡までの場合は許可不要）

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下とします。



### 突出広告物

- ・突出幅は1.5m以下、道路上への突出幅は1m以下
- ・高さは壁面の上端を超えない
- ・道路上へ突出する場合、下端は地上から4.7m以上（歩道上2.7m以上）

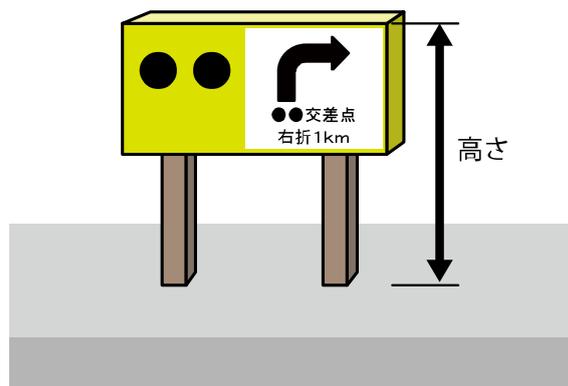
### ■非自家用広告物

非自家用広告物は設置できません。ただし、道標・案内図板は設置できます。

### ■道標・案内図板

#### 道標・案内図板

地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が 広告表示面積の40%以上であること



- ・表示面積は片面5㎡以下（2人以上の場合は8㎡以下）
- ・高さは地上から4.5m以下（指定道路沿線では路面から4.5m以下）
- ・同一広告主が複数設置する場合は、500m以上離すこと
- ・国道同士の交差点から30m以内は設置 できません

# 第1種許可地域

## ■自家用広告物（合計が10㎡までの場合は許可不要）

**可変表示式広告物**

- 片面10㎡以下かつ(住居系用途地域は3㎡以下)壁面設置の場合は、壁面の1/4以下
- 1事業所に1個

**壁面広告物**

- 壁面の面積の1/2以下(住居系用途地域は1/3以下)
- 壁面からはみ出さない

**屋上広告物**

- 建物の高さ×2/3かつ10㎡以下(住居系用途地域では5㎡以下)

**野立広告物**

- 高さは地上から20m以下(住居系用途地域は10m以下)

**突出広告物**

- 突出幅は1.5m以下、道路上への突出幅は1m以下
- 高さは壁面の上端を超えない
- 道路上へ突出する場合、下端は地上から4.7m以上(歩道上2.7m以上)

## ■非自家用広告物

**可変表示式広告物**

設置できません

**壁面広告物**

- 壁面の面積の1/2以下(住居系用途地域は1/3以下)

**屋上広告物**

- 建物の高さ×1/2かつ10㎡以下(住居系用途地域では5㎡以下)

**野立広告物**

設置できません

※道標・案内図板は設置できます。

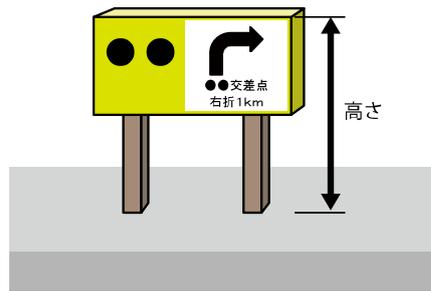
**突出広告物**

- 突出幅は1.5m以下、道路上への突出幅は1m以下
- 高さは壁面の上端を超えない
- 道路上へ突出する場合、下端は地上から4.7m以上(歩道上2.7m以上)

## ■道標・案内図板

### 道標・案内図板

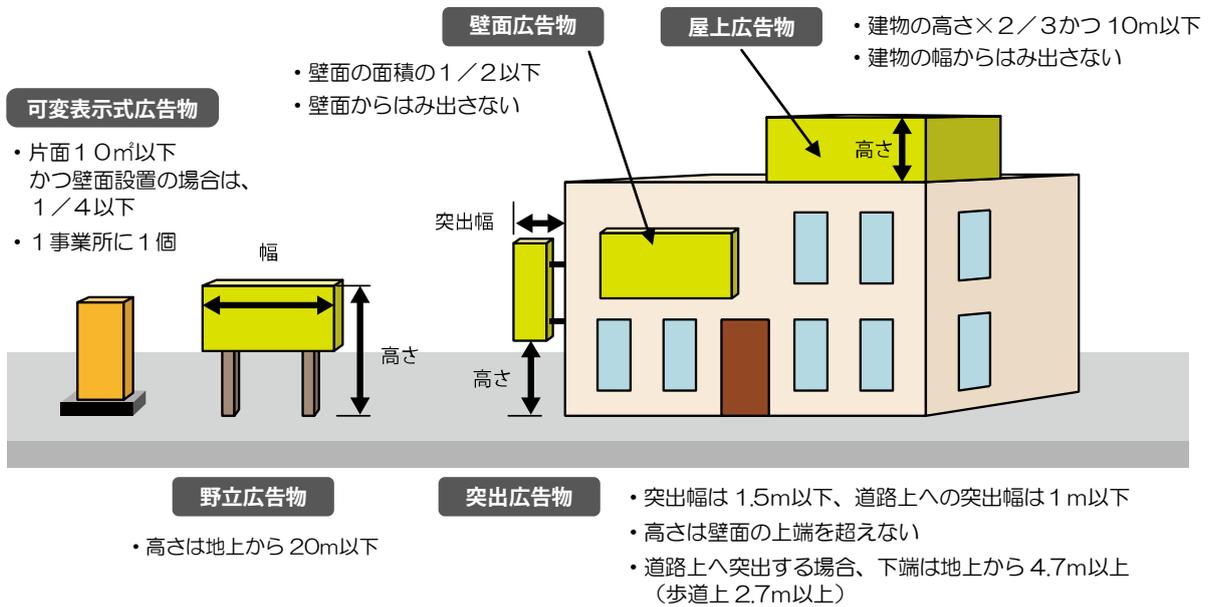
地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が 広告表示面積の40%以上であること



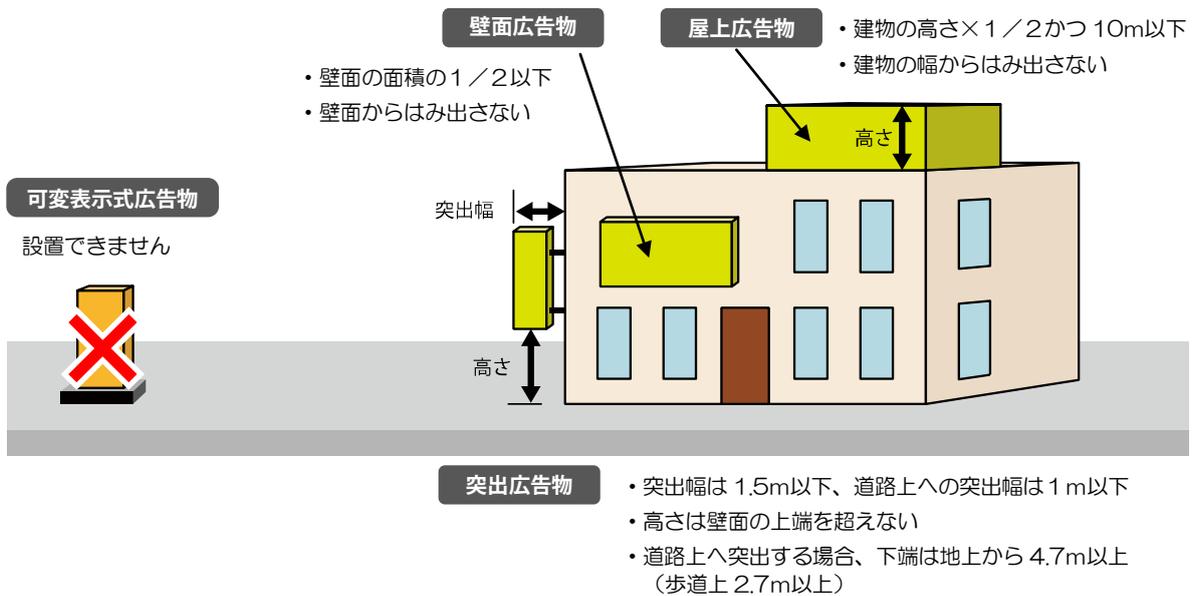
- 表示面積は片面5㎡以下(2人以上の場合は8㎡以下)
- 高さは地上から4.5m以下(指定道路沿線では路面から4.5m以下)
- 同一広告主が複数設置する場合は、100m×100mの範囲内に2個以内
- 国道同士の交差点から30m以内は設置できません

## 第2種許可地域

### ■自家用広告物（合計が10㎡までの場合は許可不要）

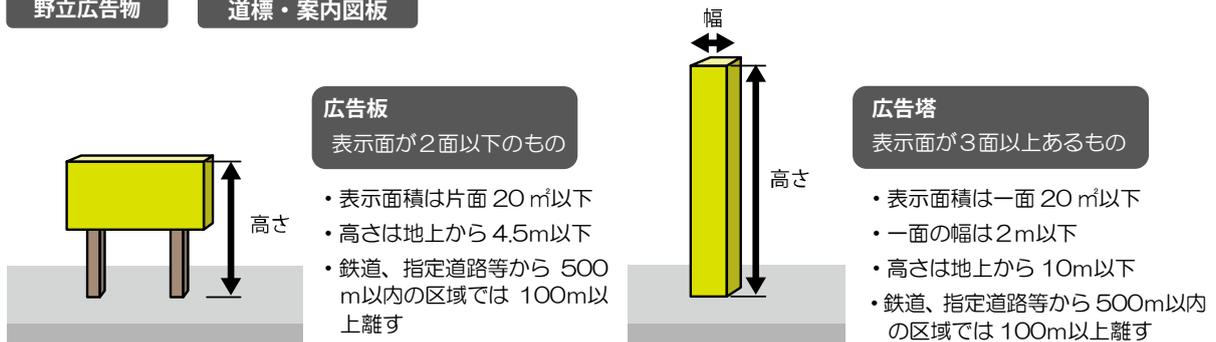


### ■非自家用広告物



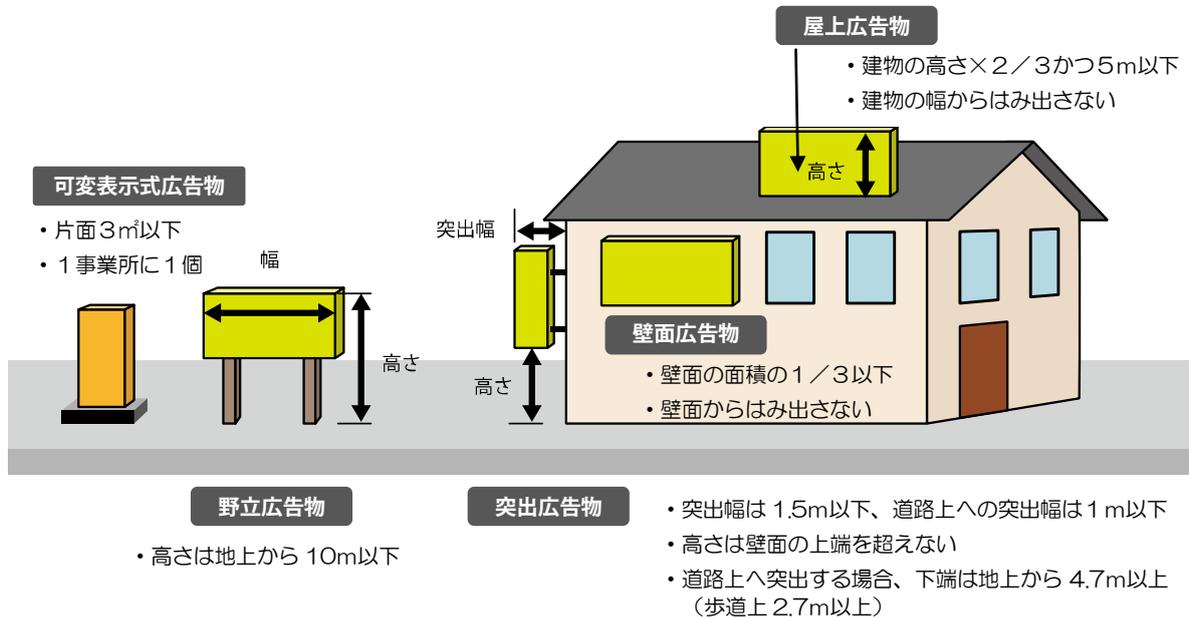
### 野立広告物

### 道標・案内図板

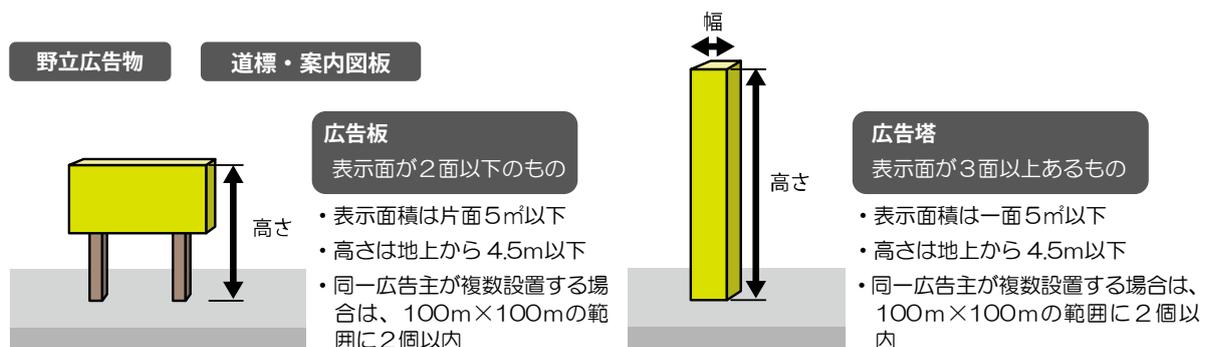
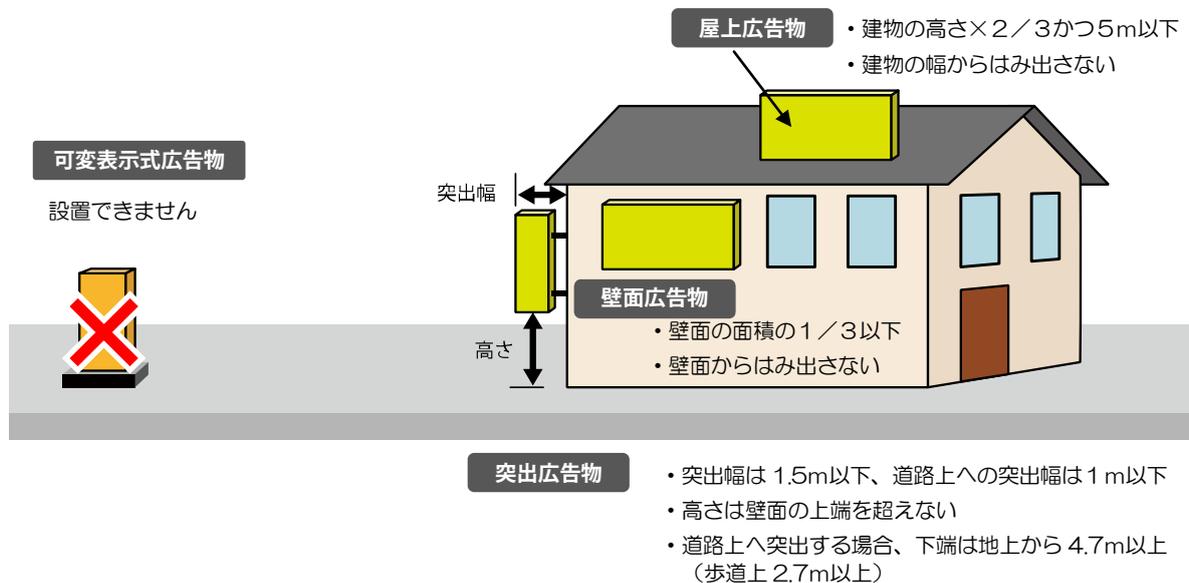


## 第3種許可地域

### ■自家用広告物（合計が10㎡までの場合は許可不要）



### ■非自家用広告物

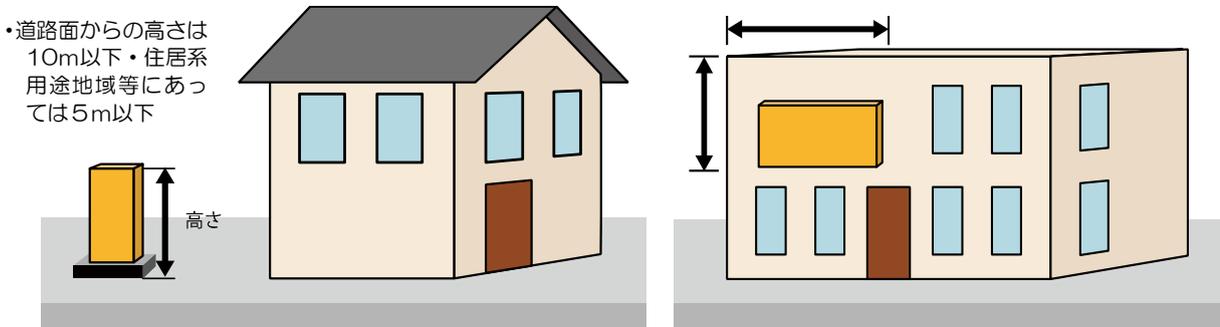


## (4) 種類別基準

### 可変表示式広告物

#### ■ 自家用広告物

- a. 第1種禁止地域では、設置できません。
- b. 一方向から見た表示面積の合計は、第2種禁止地域・第3種許可地域では3㎡であること。  
第1種許可地域：第2種許可地域では10㎡以下であること。
- c. 個数は、1事業所等につき1個以内であること。
- d. 壁面広告物である場合は、壁面の見つけ面積の4分の1以下であること。
- e. 野立広告物である場合は、指定道路沿線においては、道路面からの高さは10m以下であること。住居系用途地域では5m以下であること。
- f. 該当する屋外広告物の種類の基準を満たすこと。

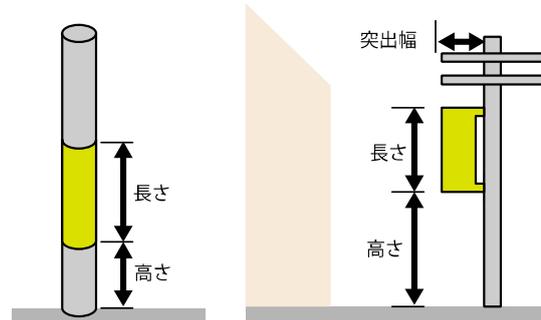


#### ■ 非自家用広告物

- a. 設置を許可しない。

### 電柱の類を利用する広告物

- a. 巻き付けにする広告物については、下端の高さは地上から1.2m以上で、長さは1.8m以下であること。
- b. 袖付けにする広告物については、下端の高さは歩道上にあつては地上から2.7m以上、車道上にあつては地上から4.7m以上で、長さは1.5m以下、突出幅は0.9m以下であること。ただし、広告物の表示面積は片面1.2㎡以下であること。
- c. 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。
- d. 広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。



### その他の広告物

広告物の種類	規格等
立看板、広告旗、貼紙、貼札、アーチ広告物、広告幕、アドバルーン及びぼんぼり	一般基準を適用する。

## 6 推奨基準適用地区について

### 推奨基準適用地区（景観モデル地区）

推奨基準適用地区については、景観モデル地区として該当する許可地域の申請要件・基準を適用したうえで、努力義務として推奨基準を設けています。

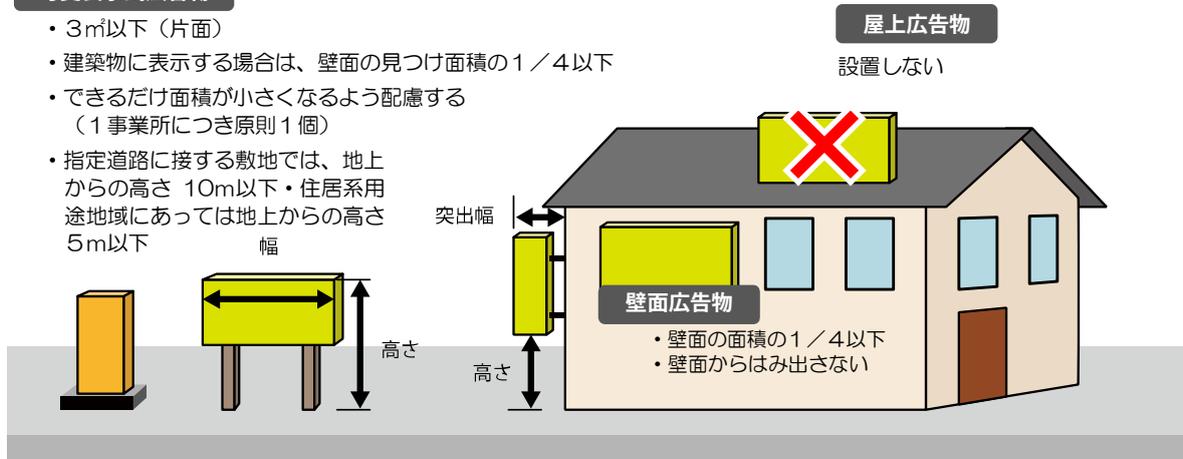
この推奨基準に適合する場合、許可期間が最大3年の屋外広告物について許可期間を最大6年まで延長することができます。ただし、可変表示式広告物は除きます。

#### ■自家用広告物

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下であること。

##### 可変表示式広告物

- ・3m以下（片面）
- ・建築物に表示する場合は、壁面の見つけ面積の1/4以下
- ・できるだけ面積が小さくなるよう配慮する（1事業所につき原則1個）
- ・指定道路に接する敷地では、地上からの高さ10m以下・住居系用途地域にあっては地上からの高さ5m以下



##### 野立広告物

- ・高さは地上から10m以下
- 指定道路沿線にあっては道路面から10m以下
- ・幅は4.5m以下（※）

##### 突出広告物

- ・突出幅は1.5m以下、道路上への突出幅は1m以下
- ・高さは壁面の上端を超えない
- ・道路上へ突出する場合、下端は地上から4.7m以上（歩道上2.7m以上）

※ 用途地域（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域を除く）が指定されている場合は、この規定は適用されません。

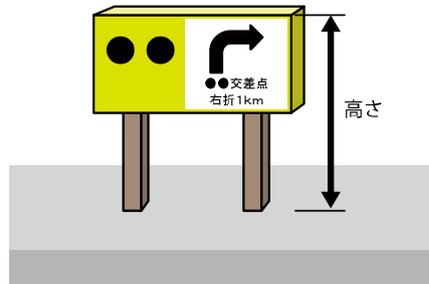
#### ■非自家用広告物

非自家用広告物は設置しないこと。ただし、道標・案内図板は設置できます。

#### ■道標・案内図板

##### 道標・案内図板

地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が 広告表示面積の40%以上であること



- ・表示面積は片面5㎡以下（2人以上の場合は8㎡以下・できるだけ集約すること）
- ・高さは地上から4.5m以下
- 指定道路沿線にあっては道路面から4.5m以下
- ・同一広告主が複数設置する場合は、相互間距離を500m以上離すこと

#### ■色彩及び素材

色彩及び素材に関する基準は、第1種禁止地域の基準（P.10）を準用する。ただし、広告物の地色の地色は、彩度8を超えないものとする。

※ 第1種地域では、自家用広告物の総面積が、10㎡以下の場合には届出が必要です。

※ 3年ごとに安全点検を行い、報告すること。

## 7 歴史的伝統的意匠屋外広告物及び優良意匠屋外広告物 (条例第10条)

甲賀市独自の屋外広告物に関する取り組みとして、歴史的伝統的意匠屋外広告物及び優良意匠屋外広告物の指定制度を設けます。

広告物の所有者の申請に基づき、景観審議会の意見を聴いて指定します。

### 〈歴史的伝統的意匠屋外広告物〉 (※)

歴史的伝統的意匠を有し周辺景観と調和する広告物を指定します。

指定された広告物は許可基準の適用除外とします。



### 〈優良意匠屋外広告物〉 (※)

周辺景観との調和や広告物自体の観点からモデルとなる広告物を指定します。

指定された広告物は、許可期間最大3年以内を最大6年以内に延長することができます。

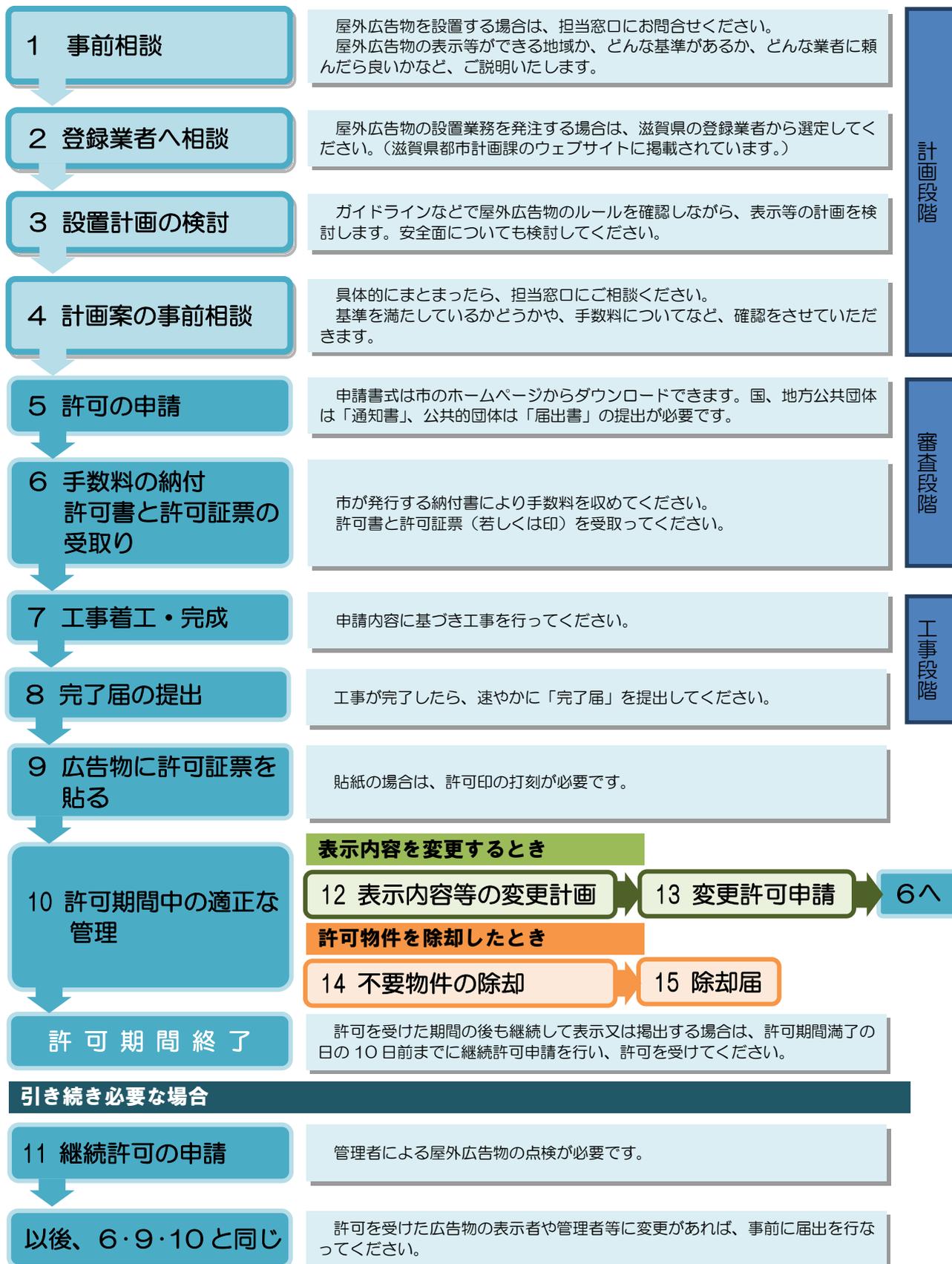


※ ただし、3年ごとに安全点検を行い、報告すること。

# 第3章 申請手続きの進め方

## 1 手続きのフロー（申請）

甲賀市内に屋外広告物を表示又は掲出しようとするときは、甲賀市の許可が必要です。



## 2 許可申請手数料及び許可期間

屋外広告物許可手数料および許可期間は以下の通りです。

	区分	単位	金額(円)	許可期間
看板、広告板及び広告塔(これらに類するネオン類照明広告物を含む。)並びにこれらを掲出する物件	面積1㎡未満のもの	1個	440	3年以内
	面積1㎡以上2㎡未満のもの	1個	830	
	面積2㎡以上5㎡未満のもの	1個	1,060	
	面積5㎡以上10㎡未満のもの	1個	2,130	
	面積10㎡以上のもの	1個	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡増すごとに1,060円を加算した額	
立看板及び広告旗		1個	250	6月以内
はり紙(つり下げるものを含む。以下この表において同じ。)		100枚	420	2月以内
はり札(面積0.15㎡未満のもの)		1枚	90	1年以内
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの		1件	420	1年以内
アーチ広告物		1個	4,170	3年以内
広告幕		1枚	420	2月以内
アドバルーン		1個	1,060	1月以内
ぼんぼり		1個	90	2月以内

### 備考

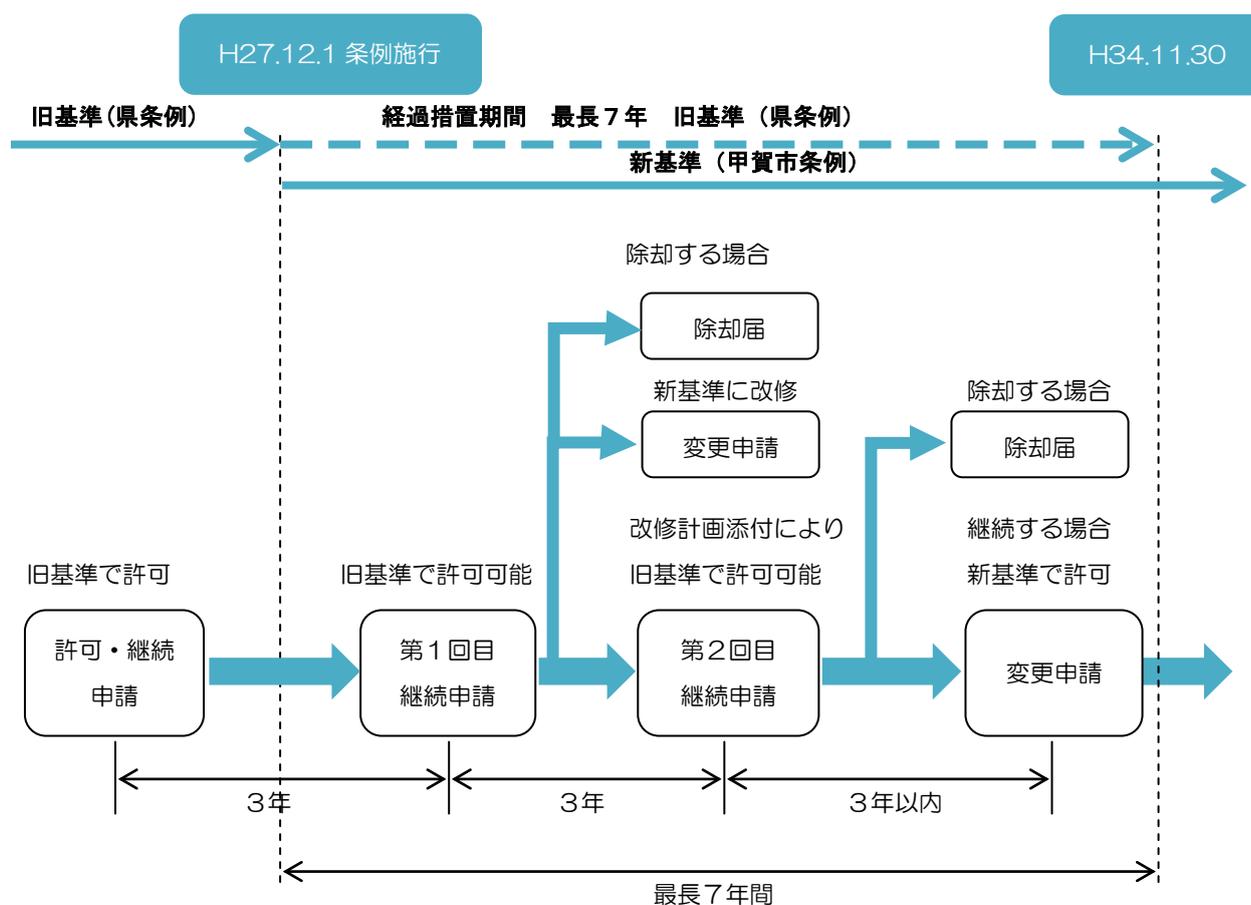
- 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可手数料を徴収する。
- 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。
- 本表に定めのない屋外広告物については、本表の最も類似した区分に該当するものとして適用します。
- 申請手数料は、甲賀市の発行する納付書で納めてください。
- 推奨基準適用地区の区域内で、推奨基準に適合する屋外広告物や、優良意匠屋外広告物の指定を受けた屋外広告物は、許可期間を最大3年のものを最大6年まで延長できます。

### 3 経過措置

この条例の施行前に滋賀県屋外広告物条例の許可基準で許可を受けている屋外広告物のうち、市条例の施行に伴って許可基準に適合しなくなるものについては、市条例施行後3年以内に限り、滋賀県屋外広告物条例の許可基準により引き続き許可を受けることができます。

なお、この許可期間終了までに市条例の許可基準に適合するための改修や除却等を行う計画書が提出され、相当と認められた場合に限り市条例施行日から最長7年間の限度として広告物を表示等することができる経過期間を設けています。

【経過措置図】



## ■ 第4章 その他

### 1 管理義務等（条例第18条）

許可を受ける広告物または提出物件は、管理者を定める必要があります。

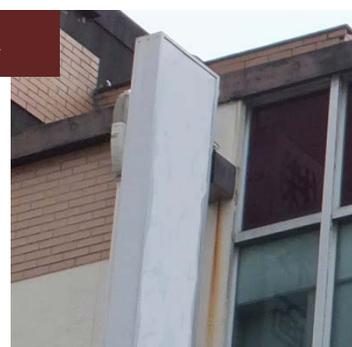
広告物の設置者や管理者は、広告物を常時補修し、良好な状態に保持するために必要な管理を怠らないようにしなければなりません。そのために定期的に下記の点などをチェックし、危険サインを見逃さないように安全管理に努めてください。

- ① サビの発生 鉄骨やボルト等のサビの発生は、破損につながります。
- ② 汚れ サビ汁がある場合は、内部劣化の疑いがあります。
- ③ ズレ、欠落 板面のズレや取付金具の欠落は、看板落下につながる恐れがあります。
- ④ 照明不点灯 漏電の場合は、火災の恐れがあります。

①サビの発生



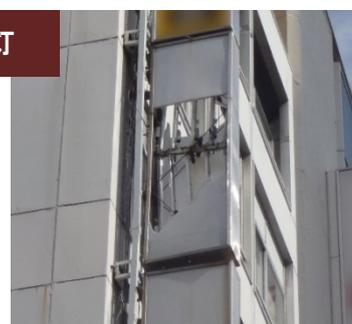
② 汚 れ



③ズレ、欠落



④照明不点灯



また、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく工作物の確認申請を要する屋外広告物（高さ4mを超えるもの）を設置する場合の管理者は、下記の資格を有する者とします。

- 登録試験機関の試験合格者（屋外広告士）
- 地方公共団体が行う屋外広告物講習会の修了者
- 広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者または職業訓練修了者

### 2 除却義務（条例第19条）

広告物の設置者や管理者は、許可期間が満了したとき、又は設置の必要がなくなったとき、若しくは許可が取り消されたときは、遅滞なく（10日以内）広告物を除却しなければなりません。

### 3 違反広告物に対する処分（条例第 20 条～35 条）

条例や規則に違反している者に対し、下記の処分を行うことがあります。

- a. 許可の取り消し（条例第 20 条）
  - ・虚偽の申請により許可を受けた場合などは、許可を取り消すことがあります。
- b. 違反に対する措置（条例第 21 条）
  - ・条例、規則に違反した広告物があるときは、改修移転、除却などの措置が命ぜられることがあります。
- c. 公表（条例第 22 条）
  - ・違反に対する措置に対し、正当な理由なく従わなかったときは、その旨を公表することがあります。
- d. 報告及び立ち入り検査（条例第 27 条）
  - ・広告物について、報告や資料の提出を求めたり、建物及びその敷地に立ち入り検査することがあります。
- e. 罰則（条例第 34 条から第 35 条）
  - ・条例の違反に対しては、刑罰（50 万円以下）の罰金刑が科されることがあります。
- f. 簡易除却（法第 7 条第 4 項）
  - ・電柱などに表示されている違反の貼紙、貼札、広告旗、立看板等は、事前に通告なく除却します。

### 4 屋外広告物業の登録について

市内で屋外広告業（※）を営む場合は、滋賀県屋外広告物条例に基づき屋外広告物業の登録をする必要があります。営業所が県内にあるかどうかに関わらず、知事の登録を受けなければなりません。

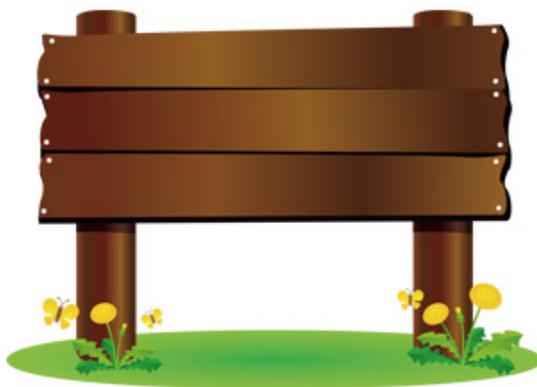
屋外広告物業の登録に関しては、滋賀県土木交通部都市計画課までお問い合わせください。

登録業者の名簿は、滋賀県土木交通部都市計画課のウェブサイトに掲載されています。

※ 屋外広告業とは、屋外広告物の表示及び設置を行う営業のことをいいます。

**問合せ先** [滋賀県土木交通部 都市計画課](#)

[〒520-8577](tel:520-8577) [大津市京町四丁目1番1号](#) [TEL077-528-4184](tel:077-528-4184)



## 甲賀市屋外広告物 ガイドライン

発行：平成 27 年 10 月

甲賀市 都市計画課

所在地/〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地

電話番号/0748-65-0719 FAX/0748-63-4601